

(答申第55号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が行った特定の県立学校で特定の時期に実施された生徒及び保護者への説明会に係る保有個人情報部分開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報開示請求等

(1) 保有個人情報開示請求

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、令和6年6月19日付けで処分庁に対し、次のとおり保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

令和4年〇〇月〇〇日に岐阜県立〇〇〇高等学校が実施したとする、加害生徒及び保護者に対する説明会に関する文書

- ① 令和4年〇〇月〇日付け文書で要望した内容を無視し、複数の加害生徒ごとに説明会を実施決定した決裁時の文書
- ② 校長が説明を行った内容が分かる文書
- ③ 説明会での議事録
- ④ その他、この説明会に関わる文書

2 処分庁の決定

処分庁は、請求内容に合致する文書として、「〇〇〇高等学校 学校いじめ対策組織による検証報告書①」（以下「検証報告書①」という。）、「〇〇〇高等学校 学校いじめ対策組織による検証報告書②」（以下「検証報告書②」という。）、『「〇〇〇高等学校 学校いじめ対策組織による検証報告書①②」の説明』（以下「検証報告書①②の説明」という。）及び『「〇〇〇高等学校 学校いじめ対策組織による検証報告書①」の説明』（以下「検証報告書①の説明」という。）を特定したうえで、「検証報告書①②の説明」及び「検証報告書①の説明」に法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当する情報が記載されているとして個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年8月1日付け〇〇第81号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年10月10日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

処分庁は、法第105条第3項で準用する同条第1項の規定に基づき、令和6年12月26日付け学安第889号で、本件審査請求について、岐阜県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 本件審査請求の趣旨

「部分開示」として不開示とした部分の審査及び示された文書等以外（メモ等）の開示を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 不開示箇所（開示請求者以外の個人に関する情報）について

不開示とされた部分は、岐阜県立〇〇〇高等学校としての意見であるため、開示しない理由として記載された「開示することにより、なお、開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため。」とした理由に該当しない。岐阜県立〇〇〇高等学校の不適切な対応を隠蔽する決定であると思慮する。

不開示とした部分が参加者の意見とする主張は、文書の体裁上無理があり、学校の意見として記載されたものと判断されるのが妥当である。また、仮に参加者の意見だとしても、「検証報告書①及び検証報告書②」で被害者を批判する加害者側の意見が記載されているため、不開示とする理由としては成り立たない。

法第78条第1項第2号に規定される、このケースでの加害者等の権利利益とは何か想定されているのか具体的に列挙されたいとの問いに対して、処分庁は、「いじめの加害者とされる生徒及びその保護者が、学校から説明を受けた直後にありのままの気持ちを率直に述べた個人の心情や内心に関する情報であり、個人の人格と密接に関連するものである。これらの情報は、第三者に開示すると想定して述べたものではなく、通常、他人に知られたくない情報であり、開示することにより不当な差別や偏見その他不利益を招くおそれがある。」と主張している。しかし、すでに「検証報告書①及び検証報告書②」で被害者を批判する加害者側の意見が率直にありのまま記載されているため、不開示とする理由として矛盾する。そもそも、多くの保有個人情報、請求者が正当な請求をすれば開示することが前提のはずであり、都合の悪い部分を、組織の勝手都合な理由で秘匿とする行為は「後出しジャンケン」的な行為であり、卑劣極まりない。

処分庁は「当該情報を開示したとしても、審査請求人の生命、健康、生活又は財産の保護が具体的に図られるとは認められず、開示により害される利益より優越するものではない。」と主張しているが、加害者が圧倒的に多い本事案において、数の論理いわば「多数決で決定します。」と主張しているようなものである。死人に口なし的な発想の主張は、教育行政を司る組織と

して中立性に欠落したものであり、これは今後の岐阜県における教育の安定性や継続性の確保を放棄する主張であるばかりか、人道的に許されるべきことではない。被害者は治癒する可能性があり、生きている。加害者の害される利益よりも軽いとする主張は到底承服できない。

(2) 文書の特定について

岐阜県立〇〇〇高等学校関係者や教育委員会の職員との面談等で、本件開示請求に関わる資料の存在が多数あることを確認しており、今回開示されたもの以外に存在している可能性がある。岐阜県立〇〇〇高等学校の不適切な対応を隠蔽する決定であると思慮する。

処分庁は「議事のメモは存在しない。」と結論付けているが、被害者への説明の際は、複数の教職員がメモをしていた。加害者側への説明に関してだけメモ等が存在しないことは不自然であり、また、メモ等を取らずにこの文書を作成したのであれば、この文書の信憑性が問われることを自ら露呈しているものと考ええる。

具体的に、メモ等の存在確認の方法等を示さないことから、本当に調査したのか疑念を抱くとともに、岐阜県教育委員会主導により、不適正な公文書の廃棄という違法行為を隠蔽しているのではないかとの疑いも抱かざるを得ない。

対象となる文書について処分庁は、「当該実施機関の組織において業務上の必要性から利用、保存している状態にあるものとされている。」と記述し、教育委員会も認識しているのであれば、現時点で存在を認める調査過程の文書等は組織としての利用がされているものであるといえる。そうでないと言い切れる合理的な理由を述べるべきであり、組織として利用しないメモであれば、すでに存在していないはずである。くれぐれも、現在存在するメモ等の廃棄を指示しないよう配慮頂きたい。

教職員が単独で作成したとする備忘録は実際に組織として利用していないとする主張は、非常に無理がある。教職員が勤務時間内に作成した備忘録が組織として何ら利用されない訳がなく、社会通念上矛盾が生じる。また、公務員である教職員が、勤務時間内に組織と関係ない書類を作成していることは職務専念義務違反を容認していることとなり、この行為は、法に抵触するものと推測される。破れかぶれの苦肉の弁明の他ならない。

また、加害者との調停の場において担当者を介し、加害者側から説明会当日の様子を聞き出した。その際、教職員等が何らかのメモ等を取っていた事実を聞いており、この反論については虚偽の内容である。

組織として利用するメモとそうでない備忘録の線引きは何か、明確かつ合理的に説明がされておらず、結局のところ、教育委員会のさじ加減であることを述べているのに他ならない。「法令の規定により慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当しないと教育委員会の主張は法令の誤った解釈ばかりか、憲法さえ無視した解釈であるものと考ええる。我々が既に認知している情報を無視することが、組織

としての責任を果たすことなのか熟考を重ねて頂きたい。

処分庁は「調査過程の文書等は多数存在しているものの・・・」と記述していることから、加害者及び被害者側の一挙手一投足全てを記録しているものと推測される。この加害者説明会のみメモや議事録等が無いことは、不自然である。

(3) その他要望事項
(略)

第4 処分庁の主張

1 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

2 本件処分の理由

処分庁が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 不開示箇所（開示請求者以外の個人に関する情報）について

加害生徒及びその保護者への説明の目的は、いじめ組織対策委員会における調査結果を説明することである。学校は、処分庁が特定した検証報告書を読み上げ、事実認定及びいじめと判断された行為について説明を行った。その後、説明を受けた加害生徒及びその保護者が意見を述べる機会を設けたが、上記のとおり加害生徒及びその保護者に説明をする場であって、学校が意見を述べる場ではない。

したがって、「検証報告書①②の説明」及び「検証報告書①の説明」の不開示箇所には、加害生徒及びその保護者の発言が記載されているのであって、当該箇所に学校の意見が記載される余地はない。

「検証報告書①②の説明」及び「検証報告書①の説明」には、説明に参加した生徒及びその保護者が発言した意見が記載されている。これは、特定の個人を識別することはできないが、当該生徒及び保護者が、学校の説明をどのように受け止め、どのように感じたかという個人の内心が表れているものであって、個人の人格と密接に関連するものである。

これらの情報は、第三者に開示すると想定して述べたものではなく、通常、他人に知られたくない情報であり、開示することにより不当な差別や偏見その他不利益を招くおそれがある。

したがって、当該情報を開示すると開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあり、法第78条第1項第2号に該当するため、説明に参加した生徒及びその保護者が発言した意見を不開示とした。

さらに、参加者の意見が、同項第2号ただし書に列挙されている不開示情報から除かれる情報に該当するかどうかの検討を行った。まず、同項2号ただし書イは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を不開示情報から除くと規定しているところ、参加者の意見は、法令の規定により又は慣行として開示請求者

が知ることができる状態とされておらず、現に開示請求者が知り得る状態におかれているとは認められない。また、公にすることが予定されている情報にも当たらない。

次に、同項2号ただし書は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」を不開示情報から除くと規定している。この規定に該当するかどうかは、開示することにより害されるおそれのある個人の権利利益との比較衡量によりその優越性を判断すべきものであるが、本件における参加者の意見は、前述のとおり学校の説明に対する加害生徒及びその保護者の心情や内心に関する情報であり、発言者個人の人格と密接に関わるもので、保護する必要性が高いと認められる一方、当該情報を開示したとしても、審査請求人の生命、健康、生活又は財産の保護が具体的に図られるとは認められず、開示により害される利益より優越するものではない。

そして、同項2号ただし書は、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を開示すべき情報と規定しているところ、参加者の意見は、説明に参加した加害生徒及びその保護者の意見であり、公務員等の職及び職務遂行の内容は含まれない。

したがって、参加者の意見は同項2号ただし書の規定のいずれにも該当しないため、不開示とすべき情報である。

(2) 文書の特定について

本件開示請求の内容に合致する文書であって、審査請求人の個人情報を含む文書は、請求内容②に相当するものとして、当日に使用した資料である「検証報告書①」及び「検証報告書②」、請求内容③に相当するものとして、説明を実施した当日の記録である「検証報告書①②の説明」及び「検証報告書①の説明」が存在するため、これらの文書を特定した。

説明を実施することについては、審査請求人の保護者と方針を確認しており、また、説明の内容は「検証報告書①」及び「検証報告書②」に記載されていることである。さらに、学校は、加害生徒の保護者に対し、説明を実施することを電話で連絡したため、特に通知文書等は作成していない。そのため、文書による決裁は行っておらず、請求内容①に相当する文書は存在しない。

また、加害生徒及びその保護者に対する説明は、「検証報告書①」及び「検証報告書②」の内容について説明することを目的としており、説明すべき内容は「検証報告書①」及び「検証報告書②」に網羅されていることから、その他に作成又は取得した文書は存在しないため、請求内容④に相当する文書も存在しない。

なお、処分庁が審査請求人に対し、当日は「検証報告書①」及び「検証報告書②」を用いて説明を実施したこと及び学校が当日の記録を作成したことを説明し、特定した文書を伝えただけで、特定した上記文書以外に請求対象

としたい文書があるか確認したところ、審査請求人は、請求内容にある令和4年〇〇月〇〇日に実施した説明に関する文書だけでなく、翌〇〇日に実施した説明に関する文書についても請求対象に含む意向を示したが、その他に具体的な申し出はなかった。

そして、処分庁は、本件審査請求を受け、審査請求人が主張している文書がどのような文書か確認したところ、審査請求人は学校安全課の職員及び学校の教員から議事のメモがあると聞いていると発言した。

しかしながら、説明の当日の記録は、「検証報告書①②の説明」及び「検証報告書①の説明」以外には作成しておらず、議事のメモは存在しない。

また、学校安全課の職員及び学校の教員が議事のメモが存在することを審査請求人に対して話した事実もない。

いじめ組織対策委員会における調査過程の文書等は多数存在しているものの、本件開示請求の内容にある加害生徒及びその保護者への説明に関する文書は、全て特定しており、その他に本件開示請求内容に合致する文書は存在しない。

審査請求人は、メモ等が存在しないことは不自然であること、メモを取らず文書を作成したのであれば、その信憑性が問われることなど主張しているが、開示請求の対象となる「自己を本人とする保有個人情報」のうち「保有個人情報」とは「地方公共団体等行政文書」に記録されているものに限られているところ、「地方公共団体等行政文書」は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているものと法第60条に規定されている。そして、「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階にとどまるものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上の必要性から利用、保存している状態にあるものとされている。

本件における、「検証報告書①②の説明」及び「検証報告書①の説明」は、担当の教職員が加害者とされる生徒及び保護者への説明の当日に個人のノートに書き取った備忘録に基づき作成したものである。当該備忘録は、教職員が単独で作成し、専ら記録作成といった職務遂行の便宜のためにのみ利用したものであり、組織としての利用を予定しているものではなく、実際に利用していない。

したがって、当該備忘録は同条に定める「組織的に用いる」文書には当たらないことから、保有個人情報に該当しない。なお、説明に出席した別の教職員も、個人的な備忘録を書き留めているが、同様に、いずれも職員が単独で作成し、自己の職務遂行の便宜のために利用したものである。

こうしたことから、「検証報告書①②の説明」及び「検証報告書①の説明」は、当該備忘録をもとに作成された文書であるが、当該備忘録は、組織的に共有されるものではないため、処分庁は本件開示請求の対象となる行政文書

に記載された保有個人情報として特定しなかったのである。

また、処分庁が弁明書に「調査過程の文書等は多数存在しているもの」と記載したことから、審査請求人はメモや議事録等がないことが不自然とするが、これは弁明書に記載のとおり、いじめ組織対策委員会での調査過程の文書等が多数存在する旨を述べたものであって、本件開示請求の内容にある加害生徒及びその保護者への説明に関する文書は全て特定しており、その他に本件開示請求内容に合致する文書は存在しない。

(3) その他要望事項について

(略)

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 対象公文書の特定について

審査請求人は、処分庁が本件開示請求に係る対象公文書として、前記「第2 諮問事案の概要」のうち、「2 処分庁の決定」に記載のとおり特定したことに対して、本件開示請求に関わる資料が、今回開示された文書以外に多数存在する可能性がある旨を主張する。また、被害者への説明の際は、複数の教職員がメモをしていたにもかかわらず、加害者側への説明に関してだけメモ等が存在しないことは不自然であることに加えて、加害者との調停の場で、加害者側から説明会当日の様子として、教職員等がメモ等を取っていた事実を聞き出している旨を主張する。

さらに、加害者への説明会の開催方法について、個別に行うことを要望したが、結果的に集団で行ったことからすると、それを指示したメモや決裁文書があるのが自然であり、包み隠さず開示を求めるとのことであった。

処分庁は、本件開示請求に関わる資料が多数存在するとの審査請求人の主張に対して、いじめ対策委員会における調査過程の文書等は多数存在しているものの、本件開示請求の内容にある加害生徒及びその保護者への説明に関する文書は、全て特定しており、その他に本件開示請求に合致する文書は存在しないと主張する。そして、教職員のメモについては、教職員が単独で作成し、専ら記録作成といった職務遂行の便宜のためのみに利用したものであり、決裁や回覧等の組織としての利用を予定しているものではなく、実際に利用していないことから、法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書に該当しないと主張する。

まず、本件開示請求で特定された文書以外の資料の存在についてであるが、岐阜県教育委員会公文書規程（以下「公文書規程」という。）第3条には、文書による事務処理を原則とすることを定めており、公文書規程第3条の2第1項において、職員は経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならないことが定められている。そして、同条第2項において、文書には、政策立案並びに事務及び事業の実施

方針に影響を及ぼす打合せ等の内容を記録することが定められている。

この点、処分庁は、加害生徒及びその保護者への説明を行った際の記録として、事務事業の合理的な跡付けや検証の必要性から「検証報告書①②の説明」及び「検証報告書①の説明」を作成し、対象公文書として特定している。

また、加害者への説明会の開催方法が、結果として審査請求人の要望どおりの対応ではなかったことからすると、学校内で対応方針に関する検討が行われたものと考えられる。この点、処分庁によると、いじめ対策委員会で協議を行った場合は議事録を作成するが、開催方法についてはいじめ対策委員会での協議ではなく、管理職で話し合っただけで決定したことから、記録は作成していないとのことであった。

学校現場での業務は、本件のようないじめ事案に係る生徒指導に加え、授業、学習指導、成績処理、学校行事、部活動、地域対応など多岐にわたるなか、保護者等から様々な要望が行われ、その対応にあたって、日常的に打合せなどを行っているとは推察されるものの、公文書規程第3条の2は、要望があった場合に対応方針の検討過程から対応結果までのその全てについて文書を作成すべきとする趣旨ではなく、例えば、所掌事務に関する単なる照会・問合せに対する応答、学校現場における日常的な業務の連絡、打合せ等の場合においては、文書を作成する義務を課すものではないと解される。

そうすると、本件いじめ事案に関する生徒やその保護者への説明会の開催方法、日程調整に関する情報など、生徒指導等の方法を決定する過程に関して全てが文書として作成されていなかったことが、特段不自然、不合理であったとは言いきれない。

次に、加害生徒及びその保護者へ説明した際の教職員のメモの保有個人情報該当性についてであるが、法第60条第1項は、保有個人情報とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして当該行政機関等が保有しているもののうち、行政文書に記録されているものと定めている。そして、「職員が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関等の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち、公的立場において作成し、又は取得したことをいい、「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいうと解される。また、「行政機関等が保有している」とは、職務上作成し、又は取得した個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいうと解される。

この点、処分庁によると、本件におけるメモとは、加害者とされる生徒及びその保護者への説明に参加した教職員が個人のノートに書きとった備忘録であるとのことであった。そうすると、当該メモは、加害者とされる生徒及びその保護者への説明の際に教職員が見聞したことを書き留めたものであり、職務上作成した文書に該当する。

しかしながら、メモの作成目的が報告書を作成するための備忘録であれば、

当該教職員が自らの業務の便宜上、説明会当時の状況等を忘れないように要点を書き留めたものであると認められ、決裁や回覧等の組織利用がされていないとのことを踏まえれば、当該メモを教職員個人が保管しており組織利用されていない限りにおいては、行政機関等が保有している状態であるとはいえず、公文書規程に基づき管理、保管等の手続きをすべき公文書に該当しないことは明らかである。

以上により、処分庁が本件開示請求にかかる対象公文書として「検証報告書①」、「検証報告書②」、「検証報告書①②の説明」及び「検証報告書①の説明」を特定したことは、妥当であると認められる。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件保有個人情報について

処分庁は前記「第2 諮問事案の概要」のうち、「2 処分庁の決定」に記載のとおり、「検証報告書①②の説明」、「検証報告書①の説明」に記載された「意見」が法第78条第2号の規定に該当するとして、本件処分を行ったことから、以下、本件処分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 法第78条第2号該当性について

審査請求人は、不開示とした部分は岐阜県立〇〇〇高等学校としての意見であるため、開示しない理由として記載された「開示することにより、なお、開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため。」とした理由に該当しないと主張するが、不開示とした「意見」には、説明会に参加した生徒やその保護者の発言であると思慮される意見が記載されていた。

そして、その内容は、学校からの説明後にありのままの気持ちを率直に述べた個人の心情の吐露を示す情報であると判断できる。

そうすると、これらは個人の人格と密接に関連するものであり、意に反して開示された場合には精神的な苦痛を与えるおそれがあるものであり、発言内容から特定の個人を識別することはできないが、こうした情報を開示することは、生徒及びその保護者の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、法第78条第1項第2号ただし書口に規定されている「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」の該当性については、「意見」を不開示とした生徒及びその保護者の上述の権利利益と比較した場合、開示する必要性があるとまでは認められない。

さらに、同号ただし書イの慣行公情報、同号ただし書ハの公務員等の職務遂行情報のいずれにも該当しないものと認められる。

以上のことから、説明会の参加者の意見であるとして法第78条第2号に該当するとした本件処分は妥当である。

3 その他要望事項について

(略)

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
令和6年12月26日	処分庁から諮問を受けた。
令和7年2月21日	処分庁から弁明書（写し）を受領した。
令和7年3月12日	処分庁から反論書（写し）を受領した。
令和7年5月27日	処分庁から再弁明書（写し）を受領した。
令和7年6月25日	処分庁から再反論書（写し）を受領した。
令和7年11月10日 （第117回審査会）	諮問事案の審議を行った。
令和7年12月17日 （第118回審査会）	審査請求人及び処分庁から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
令和8年2月20日 （第119回審査会）	答申案の審議を行った。

（参考） 岐阜県個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	鉤口 崇	弁護士	
	佐藤 住子	行政書士	
	椎名 智彦	朝日大学法学部教授	
	白木 雄一郎	岐阜商工会議所議員	
会 長	和田 恵	弁護士	

（五十音順）